

## **[事案 25-25] 配当金支払等請求**

・平成 25 年 9 月 25 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

実際の積立配当金の受取金額が設計書記載の金額より少なかったことを理由に、設計書記載の積立配当金額の支払い、または、契約を無効として既払込保険料に法定利率を加えた金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 2 年 11 月に、定期保険特約付終身保険に加入したが、契約時に示された設計書記載の満 60 歳時の積立配当金の金額は約 180 万円であったが、平成 22 年 4 月、満 60 歳時の時点で積み立てられた実際の積立配当金の累計は、約 9 万円程度であった。以下の理由により、設計書記載の積立配当金額から受領済みの金額を控除した金額を支払うか、あるいは、契約を無効として既払込保険料に法定利率を加えた金額を支払ってほしい。

- (1) 設計書に表示された積立配当金累計額の支払いを信じて、20 年以上保険料を支払ってきた。
- (2) 設計書の下段に「将来の支払額をお約束するものではない」との記載はあるが、中心部に大きく図式化されている積立配当金額を否定できない。金額が大きく異なれば、過大表示で消費者を欺くものである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 設計書には、積立配当金額について将来の支払いを約束するものではない旨の注意書きがあり、申立人に契約内容の錯誤はない。
- (2) 社員配当金は、毎年の決算において剰余金があった場合に、個々の契約内容に応じて契約者に支払われるものである。
- (3) 当社は、定款・約款の定めにより、かつ附合契約である生命保険契約における加入者の一律、公平な扱いを行っており、申立人だけを特別に扱うことはできない。
- (4) 設計書に直近の実績配当数値および配当金積立利率を用いて算出した数字を表示することは、顧客からの要望もあり、生命保険業界において一般的な募集方法であって適切かつ妥当であった。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### **1. 申立人の主張の法的整理**

申立人の主張は、設計書に記載された積立配当金累計額を保険会社は申立人に対して支払う契約が成立した旨、予備的に、本契約は錯誤（民法 95 条）によって無効、あるいは

は、詐欺（民法 96 条 1 項）によって取り消される旨の主張であると判断する。

## 2. 契約の成立について

- (1) 保険契約は附合契約であり、約款の規定によると、本契約の積立配当金は、「主務大臣の認可を得た方法により計算した社員配当金が割り当て」られることになり、「主務大臣の認可を得た方法」とは、収支相等の原則を基礎に、予定利率、予定事業費率、予定危険発生率を組み合わせた計算方法をいい、この計算方法によると、毎年度の社会情勢等によって、配当金額は一定ではなく増減したり無配当となることがあり得る。
- (2) 契約は、双方の合意によって成立するが、口頭の合意であっても契約の成立は認められ、契約が成立するためには、当事者間で、合意の内容が重要な部分において合致している必要がある。本件では、設計書において、配当数値について「今後変動（増減）することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」と明記されていることから、申立人と保険会社は、本契約の配当に関して、約款の規定とは異なる申立人が主張する内容で合意をしたとは認められない。

## 3. 錯誤無効について

- (1) 契約が錯誤により無効となるのは、当該契約の要素について、事実と異なる認識を抱き、このような認識にもとづいて契約を締結した場合で、その錯誤が契約を締結する動機の過程にのみ存在する場合は、その動機が保険会社に対して表示されている必要がある。
- (2) 申立人が設計書に記載された配当金が支払われることを信じたということは、本契約を締結するに至った動機にあたり、錯誤による無効を認めるためには、この動機が、本契約時に保険会社に対して表示されたことが認定されなければならないが、認定するに足りる証拠は提出されていないため、申立人に要素の錯誤があったと認めることは困難である。
- (3) 仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、申立人は自ら申込書に署名押印していることから、本契約の内容や約款について承諾しているものと認定することができ、また、本契約の内容が認識と異なっていたとしても、設計書には「将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」と明記されており、設計書記載の金額が契約の内容となっていないことは容易に判断することができるため、申立人には重大な過失があったものと認められ、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。

## 4. 詐欺取消

契約が詐欺によって取り消されるためには、保険会社の欺もう行為および保険会社に申立人を欺く故意が認められる必要がある。本件の場合、設計書記載金額が当時の予想配当と異なる場合は、虚偽の事実を告げて欺もうしたことになるが、当該金額に誤りがあると認定するに足りる証拠はなく、また設計書には、「将来のお支払額をお約束するものではありませんのでご注意ください」と明記されていることから、保険会社に申立人を

欺く意思があったものと認定することは困難であり、他に保険会社の欺く故意を認定するに足りる証拠は提出されていないため、詐欺とはならない。